

ドイツにおける青少年保護のための インターネット規制¹

Act on Establishment of Enhanced Environment
for Youth's safe and Secure Internet Use in Germany

笠原 毅彦

桐蔭横浜大学法学部

(2015年3月20日 受理)

「有害情報」からの青少年保護のためのインターネット規制は、表現の自由と青少年保護のバランスをとるため、また、「法的規制」のみでの解決の困難さから、「メディアリタラシー」と「自主規制」を組み合わせる、いわゆる共同規制スキームが説かれるようになってきている。ドイツでは、州のメディア委員会に自主規制機関を認定させ、有害情報規制の実効性確保を、提供者であるプロバイダの自主規制に委ねている。「規制された自主規制 (regulierte Selbstregulierung)²」と呼ばれる。

法的規制としては、連邦法である「刑法」、
「青少年保護法 (Jugendschutzgesetz (Ju-SchG))」と、連邦国家ドイツのラント (州) 間の協定としての「テレメディア州際協定 (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag (JMStV))」が中心となる。また、サービスプロバイダに関しては、この分野では、テレメディア州際協定と「テレサービスの利用に関する法律 (Gesetz über die Nutzung von Telediensten)」が規定している。

また、第三者機関による共同規制も、テレメディア州際協定に規定されているため、以

下まず、刑法と青少年保護法を概観し、テレメディア州際協定を詳しく見ていくことにする。

1. 刑法・青少年保護法

(1) 刑法による規制

「文書」概念に「データ記録装置」が含まれる形で、インターネットにより頒布されるポルノに対しても適用できるようになった。日本と異なり、成人の単純なポルノは処罰の対象ではなく、見たくない者・見せたくない者に対する流通規制に留まる点、注意が必要である。

以下の情報に対して規制がある³。

- 青少年へのポルノ文書の頒布 (刑法 184 条)
- 暴力行為又は猥褻淫行為の描写物の頒布 (刑法 184a 条)
- 児童ポルノの頒布・入手・所有 (刑法 184b 条)
- 青少年ポルノの頒布、入手、所有 (刑法 184c 条)
- 青少年へのメディアを通じたポルノ提供 (刑法 184d 条)

Takehiko KASAHARA : Professor, Department of Law, Faculty of Law, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane-cho, Aoba-ku, Yokohama, Japan 225-8503

(2) 青少年保護法 (Jugendschutzgesetz

(JuSchG))⁴ による規制

青少年保護法は、14歳未満を「児童」、14歳以上18歳未満を「青少年」と定義している(1条1項)。媒体を、州法で規制される「放送」を除いて、「パッケージメディア(Trägermedien)⁵」と「テレメディア(Telemedien)」に分けている。前者は物的な媒体に記録され携帯・頒布に適したものに記録された文書・画像・音声を指す(1条2項)。後者は、テレメディア法で定義された他の全てのメディアを指す(1条2項, 3項)。コンピュータのように、メディアの再生・頒布双方が可能な場合、記録されたメディアを再生し、青少年に観賞させる場合はパッケージメディア、そのメディアを電子頒布する場合はテレメディアと定義される⁶。「連邦と州の間で、原則として、連邦はオフラインコンテンツ、州はオンラインコンテンツについて有害表現規制を行うという合意が成立⁷」した形になっている。

青少年に有害なパッケージメディア(11条～15条)及びテレメディア(16条)は、連邦青少年有害メディア審査会(連邦審査会 Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien, BPjM⁸)が「有害メディアリスト⁹(18条)」に記載し、全面的に頒布禁止され、または¹⁰、あるいは同時に、官報で公表する¹¹。

テレメディアについては、リスト記載決定の前に、連邦審査会は州の青少年メディア保護委員会(後述)の見解を求める(21条6項)。また、リストに記載されたテレメディアの規制に関しては、州法に委ねられる(16条)。

この法律に違反する者は刑罰(最長1年の禁固刑又は罰金)又は秩序違反の罰(最高5万ユーロの罰金)を科される(27条, 28条)。

2. 青少年メディア保護州際協定 (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag (JMStV))¹²

青少年メディア保護州際協定は、元々、州に規制権限がある放送に関する「放送州際協定」(1987年)に遡る。1997年に、いわゆるマルチメディア立法によって、インターネット上の有害情報にも適用されるようになり、2002年に現在のテレメディア州際協定となった。

(1) 流通規制

放送及びテレメディア提供事業者に対する規制内容は、青少年保護法第15条2項の内容を更に膨らませている(4条¹³)。しかし、刑法上犯罪となる表現(例えばハードポルノ)と戦争賛美、人間の尊厳を侵害するような形で描写する表現(4条1項)を除いては、その対処の基本は、自主規制と流通規制である。テレメディアでは、ユーザーを成人に限定すれば提供が許される有害表現(例えばソフトポルノ)が規定されている(4条2項)。

テレメディア州際協定は、コンテンツプロバイダに対し、青少年の成長を阻害するコンテンツ(Entwicklungsbeeinträchtigende Angebote)について、青少年の年齢に応じてアクセスを限定する措置を配慮することを義務付けている(5条1項)。

具体的には、

1. 青少年の発達を損なう内容について、その享受に適さない年齢層の利用を技術的措置により排除又は困難にすること。(5条3項1号)
2. 提供時間を限定すること。「(青少年の利用禁止)」の場合は23時～6時、「16歳未満利用禁止」の場合は22時～6時 5条3項2号, 4項)

これらの措置が取られている場合、上記配慮義務を果たしたとされる。

(2) 青少年保護プログラム——フィルタリング機能

さらに第11条で「青少年保護プログラム(Jugendschutzprogramm)の規定を置いている。プロバイダは、青少年メディア保護委員会(後述KJM)に対して、児童・青少年に有害であると考えられるコンテンツを青少年保護プログラムに登録し(11条1項)、適切性認定のための審査を受けることができる。年齢に応じたフィルタリング機能を有している場合、認定を受けることができる。認定有効期間は5年で延長も可能である(11条2項)。自主規制機関として州メディア委員会の認定を受けた機関は、委員会に代わって、青少年メディア保護州際協定の遵守について審査を行うことができる(19条2項)。

テレメディア州際協定に違反した場合、最長1年の禁固刑又は罰金(最高50万ユーロ)又は秩序違反金を科される(23条, 24条)。過失も処罰(最長半年の禁固刑又は罰金)される(23条2文)。

(3) 青少年保護受託者(Jugendschutzbeauftragte)と自主規制機関登録

テレメディアのサービスプロバイダは、青少年保護受託者(Jugendschutzbeauftragte)を置かなければならない。ただし、従業員50人未満、又は月間アクセス1,000万件以下の規模の事業者は、自主規制機関として登録することにより、青少年保護受託者を置かずに済ませることが出来る(7条)。これによって、自主規制機関となることを促進していると言われている。

自主規制機関に関しては、同法第19条が規定する。放送・テレメディアの領域において、自主規制機関を設立することができる。認可された自主規制機関は、この協定の遵守を自ら検証する(19条)。この自主規制機関はKJMにより認定される。

(4) 青少年メディア保護委員会(Kommission für Jugendmedienschutz (KJM))¹⁴

州メディア局(Landesmedienanstalten)のテレメディア州際条約の規定の遵守(14条1項)のために、「青少年メディア保護委員会(以下KJMと略す。)」を設立する(14条2項)。委員会の権限は、テレメディア州際協定の遵守の監督、放送番組の放送時間帯の決定、自主規制機関の認可及び却下、コンテンツのレーティング及びフィルタリング技術の審査及び認定、連邦審議会による有害指定に関するアドバイス、秩序違反金の決定、青少年保護ソフトの認定等である(16条)。各州メディア局の事務局トップであるディレクターから6名、青少年保護の権限をもつ州上級行政機関から4名、連邦上級行政官庁から2名の合計12名の委員によって構成される(14条3項)、連邦と州の調整も期待されている。

事業者は、KJMに対して、サービス内容と青少年保護のために実施している措置について報告する義務を有する。必要とみなされた場合は、無償でその提供サービスへのアクセスを確保しなければならない。また事業者は、監督行為の枠でのサービスへのアクセスや利用を阻害してはならない(21条)。

サービスプロバイダ(及び放送局)が同協定に定める規則に違反した場合、所轄の州メディア庁はKJMを通じて、上述したテレメディア法(Telemediengesetz, TMG)第7～10条の規定にもとづくテレメディア・サービス事業者に対する措置を決定する(20条4項)。

規則違反の場合の措置には、禁止、プロバイダの差し止め、最高50万ユーロまでの罰金があり、KJMが決定した措置の執行は所轄の州メディア庁が行う。

また、インターネットコンテンツの禁止、青少年保護法のリスト作成を担当するのは「連邦青少年有害メディア審査局(以下「BPJMと略す。）」¹⁵」であり、KJMはBPJMに禁止要請を行うことができる。コンテンツが禁止されているか否かについては、BPJMに問合せることができる。BPJMリストと呼

ばれるリストが作成され、公立図書館等から無料で閲覧することができる。青少年保護の観点から、ネット上には公開していない¹⁶。

(5) 違反・不服申立

サービスプロバイダが自主規制機関として認定されている場合、または、事業者が認定自主規制の定款に従う場合、違反に対しては、4条1項への違反の場合を除き、所属組織が実施する。KJMによる対応は、認定自主規制による決定または決定の不作为が判断余地の法的限界を超えると判断された場合のみ行われる(20条5項)。基本的に事業者・団体の自主的な対応を促し、義務付けている。

当該事業者が認定自主規制組織に所属していない場合、規制に対する不服申立てはKJMに対して行う。事業者が認定自主規制組織のメンバである場合は、その組織に対し申立てることになる。

(6) テレメディア州際協定2010年改正案¹⁷

テレメディア州際協定によって確立された自主規制の仕組みを強化するために、州法務大臣は、2010年6月10日、改正された協定を締結した。協定は2011年1月1日に発行するはずだったが、激しい反対運動に合い¹⁸、2010年12月16日、ノルトラインヴェストファーレン州議会の承認拒否により、発効に必要な16州全部の承認を得ることができず、頓挫した¹⁹。

批判は、改正案が自主規制を萎縮させるというものであったが、特に問題視されたのが、細かい年齢区分の下、5条2項に、「コンテンツに、年齢指定に応じた表示をすることができる」という規定が新設されることを予定した点にある。年齢指定表示をすることができるという規定ではあるが、表示をしていない場合、フィルタリングソフトによってブロックされてしまう可能性が有り、事実上の表示義務になるとの批判がなされた。また、五段階に分けられた年齢区分も、サービスプロバイダの自主規制機関としての遵守義務が重

くなり、誤表示した場合の責任が生じやすくなるという指摘もなされていた。

結果として法改正は頓挫したが、テレメディア州際協定と、その中心にあるKJMは、KJMが審査して州メディア局等上位の組織が対策を実施するという複雑な構造に対する批判は別として、それ自体は高く評価されている。また、青少年保護プログラム(JusProg²⁰)とドイツテレコム²¹が2012年に作った青少年保護ソフトは、徐々に普及してきているという²²。このソフトウェアは、親が子供のコンピュータないしスマートフォンにインストールするものだという。

3. 自主規制機関

青少年保護法の下で、連邦に、「連邦青少年有害メディア審査会(BPjM)」が置かれ、テレメディア州際協定の下で、「州メディア局(Landesmedienanstalt)」に「青少年メディア保護委員会(KJM)」が置かれている。テレメディアは州にその権限があるため、KJMがテレメディア州際協定の遵守に関して中心的役割を果たすことになる。サービスプロバイダの申請があれば、KJMはこれを自主規制機関として認定することができ、認定されたサービスプロバイダは、多くのKJMの権限を代行することができる(19条2項)。

自主規制機関は、この認定を受けるために、審査員の独立性と専門性、加盟社の数、苦情処理窓口の設置等、青少年メディア保護州際協定に定められた基準を満たさなければならない(19条3項)。

ドイツでは、種々の非政府的な、自発的、自主規制の組織が設立されている。これらの自主規制団体・自主規範は、以下のとおりである。

- ドイツ電気通信およびメディア協会(Deutscher Verband für Telekommunikation und Medien, DVTM)²³

1997年の電話付加価値サービス自発的自主規制協会 (Fachverband Freiwillige Selbstkontrolle Telefonmehrwertdienste) であって、その後、2011年からは、上記名称であり、自主規範は、2011年3月1日より効力を有している²⁴。

- マルチメディアサービスプロバイダ自発・自主規制協会 (Freiwillige Selbstkontrolle Multimedia Diensteanbieter e.V., FSM)

1997年に設立されており、インターネットにおけるいろいろな種類の違法なコンテンツについての通報を受け付けている²⁵。当協会は、州の当局に対して連絡しており、場合によっては、プロバイダは、侵害コンテンツについてテイクダウンをするために、連絡をすることができ、また、特定の場合に制裁をなすことができる。しかしながら、その対象は協会参加会員に対してのみで、会員に対する制裁・会員資格の剥奪よりも厳格な制裁はなしえない²⁶。

これらの組織は、制裁を課することができないために、「かみつくことができない (“no teeth”）」と批判されている²⁷。

(1) インターネットホットライン

インターネット上の違法・有害情報の通報を受け付ける国際的な組織として、INHOPE²⁸がある。43カ国、49ホットラインが参加している。捜査機関による取り締まりでは、一方で法律が適用される国という限界が有り、他方で個人の通報の場合に氏名等を明らかにしなければならないといった通報をためらわせる要因がある。匿名で情報を集めて捜査機関に通報し、また、国際的に情報を共有することで法律の適用範囲の限界を超えるためにできあがった組織である。

ドイツのホットラインは、以下の3つである。

1. 青少年保護ネット (Jugendschutz.net²⁹)
KJMの組織。元々、青少年保護を目的

として州政府により1997年に共同設立。2003年4月1日テレメディア州際協定の発効に伴いKJMに組み込まれた。

2. マルチメディアサービスプロバイダ自主規制協会 (Freiwillige Selbstkontrolle Multimedia-Diensteanbieter (FSM)³⁰)

1997年設立の自主規制を目的とする業界団体

3. ドイツ・インターネットビジネス連盟 (Verband der deutschen Internetwirtschaft e.V. (ECO)³¹)

700以上の参加企業を持つヨーロッパ最大のインターネット業界団体

(2) 民間企業が設置している自主規制団体

KJMが認定している自主規制組織には、さらに、エンターテインメント・ソフトウェア自主規制協会 (USK³²)、及び映画ビジネス自主規制協会 (FSK³³)がある。

(3) 携帯電話に関する自主規制 (Selbstverpflichtung der Mobilfunkanbieter)

児童・青少年保護の分野においては、特に、携帯電話のプロバイダの行動規範 (Verhaltenskodex der Mobilfunkunternehmen) が2005年に同意されており、その後、2007年に携帯電話の自主的な取り組みにより、改正されている。

4. 自主規制団体からのまとめ

以上見てきた制度を、自主規制機関から整理し、その実務における役割と意義を考察することでまとめに代える。FSMを例に採る。

(1) 政府・規制による承認

FSMの設立の根拠はメディア州際協定 (以下「JMStV」と略す。) 19条になる。同条によってKJMの公式の認証を求めなければならない。KJMは、JMStV 19条3項の要件を特にみたすときは、これを認証する。

組織の代表者には、青少年保護に対して熱

意を有して従事しているかを含めて、調査者の独立性と専門性が必要になる。調査の範囲、公開の義務、制裁、青少年保護の分野における州の権限による決定の認証の可能性などを規制する手続きの規則を定めている調査者の決定のためのガイドラインが公表されている。プロバイダについては、弁明の権利が保証されているし、決定については、判断の根拠を書面でしめさなければならない。

KJMは、人事権限、予算権限などは有していない。しかしながら、もし承認された組織が、JMStV 19条3項の基準に適合していない、もしくは、その判断 (Spruchpraxis) がJMStVの原則に対して適合しないことが明らかになった場合、承認を取消すことができる (JMStV 19条5項)。

自主規制機関として承認された機関は、JMStVの適用について決定権を有する (JMStV 19条6項)。KJMは、FSMのなす決定が、その裁量の範囲内であるのか、ということにコントロールを有しており、事案になっていないそれぞれの会社に対しては、対応をとることはできない³⁴。また、FSMは、政府もしくは政府の支援している組織と協力的な関係をなしている。具体的な例としては、青少年に対する有害な連邦審査会³⁵である。

サービスプロバイダがメンバーになるかならないかは任意である。しかし、事業者はメンバーになることによって利益を受ける。KJMは、事業者が認証された団体のメンバーである場合、直接に追及する権限がない (JMStV 20条5項)。そのような場合は、自主規制機関が問題を処理し、組織の判断が法的な裁量の範囲を超えるときのみ、KJMは行動することができる。

FSMは、35の正会員と7の準会員がいる³⁶。FSMは、政府ないし電気通信業界から補助金は受領していない。すべての会員は会費を支払わなければならない。民間企業に追

加して三つの支援会員がおり、民間企業の協会である³⁷。この会費は、年間の売上高によってきまる³⁸。特定の会員について通報が多数ある場合には、その組織は1万5000ユーロまでの制裁金を課される³⁹。

会員に対して通報がなされ、理由があると判断されると、その会員は、事案処理のためのコストを負担しないとイケない。具体的な額は、事案によるが、第一審においては、オンラインで審査される通報にたいして400ユーロからスタートする⁴⁰。

もし会員が専門家を求めた場合には、会員はその専門家の費用を負担しなければならない。その額は事案によるが、オンラインで審査される単純な事案について700ユーロからスタートする⁴¹。

FSMの手続処理の時間的な面については、一般的なものがあるわけではない。FSMは、処理については、事案ごとに異なるとしている⁴²。FSMの公になっているウェブサイトにおいては、時間は、削除されており、時間的なものは推し量ることはできない。

申請書において必要な情報は、前記の通報措置規則 (Beschwerdeordnung) によれば、通報申立者の名前、メールアドレス、住所、コンテンツの特定、発信元、通報の理由を記載しなければならない (同規則3条)⁴³。FSMは、これらの情報を記載すればたりるように、様式をウェブサイトで提供している⁴⁴。

2014年1月23日、FSMは「FSMモバイル“FSM mobile”」というアプリを提供しているということを明らかにした。これは、携帯電話から、URLを匿名で送信することができるものであり、様式から入力するのに追加して、通報を申立てやすくするものである。

(2) FSMの提供するサービス⁴⁵

FSMは以下のサービスを提供する。

●助言

会員に対する一般的助言

専門家の意見

特定のコンテンツに対する年齢等級審査システム

教師、親、児童に対する助言

トレーニングプログラム

- 不平審査手続き
- 会員に対する規定は、青少年保護官（Jugendschutzbeauftragter）の強制的な手続きの代わりにすることになる。
- 会員に対する自主的規定についての標準規定
- 特定のコンテンツについて認証されたというシールの発行

両当事者もしくは州の青少年保護機関は、FSMの不服審査機関に対して、不服申立をすることができる（通報申立措置規則14条）。

FSMの決定は、もし問題の企業がFSMの会員であるとき、そして、FSMが、法の裁量の範囲内で活動している場合においては、拘束力を有する。KJMは、決定ないしはその懈怠が、法のさだめる裁量の範囲を超越したときのみ活動しうる（JMStV20条5項）。

FSMと消費者団体との関係は存在しない。FSMは、州が財政的に設立した、もしくは、民間企業が財政を担当している種々の組織と関係している⁴⁶。

（以下、FSMに勤務しているMartin Drechsler氏からの聞き取り調査による。）

- 事務所での勤務人員は11名である。
- 通報申立がなされた場合、特別の処理の時間的な枠組みというのではない。違法コンテンツ（児童ポルノなど）の単純な場合においては、FSMの調査官が、数分か数時間で判断を下して、警察ないしは連邦メディア庁に通報し、もしくは削除をなす。
- 事案が外部調査員に割り振られるときには、通常は解決するまでに2週間ほど必要とする。
- 専門家の報告書は、問題となった事柄の範囲によるが、2週間ないし6週間ほど必要

とする。

- 2013年、FSMは、5,171の通報の申立をうけた。2012年においては、3,239件であった⁴⁷。
- 通報のうち、ほんのわずかのものが、書面による決定で決まる（この仕組みができて以来、25件ほどがこのようにして決定された。）

これにはいろいろな要因がある。

- 通報のうち、ほんの9%のみがFSMの会員の注意を引くにすぎない。FSMは、他の会社に関してもサービスを提供しているが、そのような会社に対しては、制裁を課す責任は存在しないし、警察や州のメディア規制局に対して報告を取り次ぐことはしない。
- 何年にもわたって、明らかに極端な者（extremist）やポルノグラフィのコンテンツが問題になってきたのであり、そのような場合は、事案は直ちに警察に引き継がれる。
- また、直接関与している会社に対するか、もしくは、インターネットサービスプロバイダを通じてその表現の削除がなされることが多い。

25の書面による決定のうち、20が通報に関するものである。ほんの5つが通報の棄却に関するものである。

通報された情報のかなりの部分は、政府関係当局と共有されることになる。

困難な事案

法的に許容できるかどうかという限界の際には、事案は困難なものとなる。これらの場合においては、より法的な評価が必要になり、FSMの外部専門家に委ねられることになる。

(3) 電気通信産業における消費者保護の概要

1996年に電気通信法が施行される前までは、ドイツテレコムが電気通信における独占的な地位をしめていた。法的にも、1989年電気通信法（FAG⁴⁸）1条4項において電話

サービスを提供する排他的な権利 (*Sprachmonopol*) があたえられていた。

電気通信法は、ドイツの電気通信市場の最後のステップ⁴⁹ であると考えられていた。そして、消費者保護の規定が広範囲に設けられ、特にその 3 編 (§ 43a TKG - § 47b TKG) において展開されている。

この経緯において、2012 年 5 月 10 日の以下の変化は注目に値するものである。

電気通信法第 43 条 a の規定は、プロバイダの名称、サービスの技術的データ、契約の有効期間、費用およびその他に関して、プロバイダに対して契約時において明確にすることを求めている。連邦経済省は、規制を実際に定める権限を有することになり、また、プロバイダに、価格と技術標準に関する情報を求めることができる (同法 45 条 n)。

加入者がプロバイダを変更する場合には、電話もしくはインターネット接続が使えないのは一日しか許されない (電気通信法 46 条 1 ないし 5 項)。加入者が住所を変更した場合には、現状の契約は、追加料金なしに、なんらの変更なしに使うことができる (同法 46 条 8 項 1 および 2)。

電話の通信プロバイダは、接続前に費用の状況を明らかにしなければならない (同法 66 条 b 1 項)。この規定は、以前、通信プロバイダによって低額の費用が提供され、夜中を過ぎると数倍になってしまうことがあったことによる⁵⁰。2012 年 8 月 1 日から、プロバイダは、最終的にこの規定に対応した。有料サービス拒絶の権利は、費用がかからない (同法 45 条 d 2 項 1 文)。有料サービスの待ちループの最初の 2 分間は無料でなければならない (同法 66 条 g)。

携帯電話を通じて第三者との間でなされる契約の場合、加入者は、プロバイダが顧客に対して第三者のための請求書を出さないようにすることを求めることができる (同法 45 条 d 2 項)。以前は、加入者は、プロバイダが接続を拒否することがあると威迫したこと

から、根拠のない要求に対しても屈していた⁵¹。75 ユーロ以下の少額の支払いの遅延の場合においては、接続を停止するということはできないとされた (同法 45 条 k 1 項および 2 項)。

制定法によって消費者保護が強化されるのに追加して、連邦電気・ガス・電気通信・郵便・鉄道ネットワーク庁 (*Bundesnetzagentur*) は、市場の開放をさらになし、従前のドイツテレコムの特権による結果を消去しようとしていた。市場が自由化された後であっても、この圧倒的に支配している競争者をコントロールする必要はあり、それは、「郵政民営化」の手法の手段によるよりも種々の手法による必要があった⁵²。

(4) 苦情処理・紛争処理における実務規範と第三者処理機関

サービスプロバイダに、苦情処理のための実務規範をそなえる義務があるわけではない。電気通信法第 45 条 i は、顧客が請求書を受け取ってから、8 週間以内に、不平をのべる権利を規定している。事業者は、請求書の明細について努めて明らかにし、技術的な検証をしなければならない。この検証のための技術は、連邦ネットワーク庁から公表されている。

通信および接続に関しては、連邦ネットワーク庁が、電気通信セクタのドイツにおいて唯一の代替的紛争処理機関となる (TKG47 条 a)。

しかしながら、これは第三者機関というものではない。連邦経済省のもとにあり、その統制下の連邦機関である。

【注及び参考文献】

*本稿は、キヤノングローバル戦略研究所及び情報セキュリティ大学院大学林紘一郎教授の共同研究グループ「インターネットと通信の秘密」第 2 期研究会で作成した報告書「インターネットと通信の秘密 第 2 期

研究会報告書」第2部国別調査結果・第3章「ドイツ」の元原稿後半部分である。紙面の割当から、半分に要約したものがウェブ上で公開されている。

http://www.canon-igs.org/research_papers/security/20140709_2625.html

- 1 詳しくは、鈴木秀美「メディア融合時代の青少年保護—ドイツの動向—」, 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要, メディア・コミュニケーション 61号 21頁 (2011) 以下, <http://www.mediacom.keio.ac.jp/publication/pdf2011/suzuki.pdf> 独立行政法人 日本貿易振興機構「ドイツにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用」, https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000913/de_youth_internet.pdf 調査レポート「諸外国における青少年保護のためのインターネット規制と運用 (2012年2~3月, 2013年3月)», <https://www.jetro.go.jp/world/asia/reports/07000913>

本報告は、両報告と法原文を元に作成、条文は日本貿易振興機構の訳を参照した。

- 2 2002年には、ハンブルグ大学のハンス・ブレドウ研究所 (Hans-Bredow-Institut) の「現代政府の形態としての規制された自主規制“Regulierte Selbstregulierung als Form des modernen Regierens”」という報告書が公表されている。この報告書は、通信およびメディア法に注目しており、自主規制の報告を分析し、自主規制を実際に運用するのを成功させるための示唆を含んでいる。http://www.hans-bredow-institut.de/webfm_send/53 更に <http://www.fsm.de/jugendschutz/anbieter-und-unternehmen/selbstregulierung-und-privilegierung> 参照。
- 3 民衆煽動的文書 (刑法 130 条 2 項), 暴力表現 (刑法 131 条 1 項) は, 未成年者に限らず処罰の対象となる。
- 4 現行法は, 2002 年 7 月 23 日制定 (BGBl.

I S. 2730), 2003 年 4 月 1 日施行

- 5 鈴木前掲注 1 は, 「携帯メディア」と訳す。
- 6 Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, “Jugendschutzgesetz und Jugendmedienschutz- Staatsvertrag der Länder” 11 頁 参照。 <http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/Jugendschutzgesetz-Jugendmedienschutz-Staatsvertrag.property=pdf,bereich=bmfsfj-sprache=de,rwb=true.pdf>
- 7 鈴木秀美前掲 (注 1) 23 頁参照
- 8 <http://www.bundespruefstelle.de/bpjm/root.html>
- 9 不道徳なもの, 粗暴性を助長するもの, 暴力・犯罪・人種間の憎悪を煽動するもの, 及び殺人・殺戮等の暴力行為や, 私刑を唯一の正当な方法と描写するもの (17 条, 18 条 1 項)。ただし, 政治的・社会的・宗教的内容に関わるものは, その内容ゆえに記載してはならず, 芸術・学術的研究に寄与するもの及び公共の利益に資するもので, その手法・表現が不適切でないものは記載してはならない (18 条 3 項)
- 10 「極めて有害な」パッケージメディアは, リストに記載されなくとも青少年への提供等を禁止する (第 15 条 2 項): 1. 刑法第 86 条 (憲法違反の組織を宣伝するもの), 第 130 条 (特定の集団への憎悪を煽動するもの, ナチス犯罪を賞賛又はその存在自体を否定するもの), 第 130a 条 (罪を犯すと脅迫して公の平穩を害するもの), 第 131 条 (非人間的な暴力を賛美するもの) 又は第 184 条に違反するもの (ポルノグラフィ), 2. 戦争を賛美するもの, 3. 暴力自体を目的とした, 特に真に迫った, 残酷で凶暴性のある描写, 4. 不自然で性を強調した姿勢をとる青少年の描写, 5. その他青少年の発達に著しく有害であることが明白なもの
- 11 BPjM Aktuell - Amtliches Mitteilungs-

- blatt der BPjM 四つのカテゴリーに分けられ取扱が異なる (18 条 2 項)。詳細に関しては、日本貿易振興機構、前掲 (注 1) 3 頁参照。
- 12 「放送とテレメディアにおける人間の尊厳の保護及び青少年保護に関する州際協定」(Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien v. 10. September 2002 (JMStV)), 2003 年 4 月 1 日施行
<http://www.kjm-online.de/recht/gesetze-und-staatsvertraege/jugendmedienschutz-staatsvertrag-jmstv.html> 参照
- 13 いわゆる「闘う民主制」に反する宣伝 (刑法 86), 憲法違反の団体の標章の使用 (刑法 86a 条), 殺人, 人間性に反する犯罪, 傷害, 強盗・脅迫, 公の平穏を害する犯罪を促すもの (刑法 126 条 1 項), 死につつある人又は心身に重い苦痛を受けている人をその尊厳を冒す方法で描写するもの, ポルノグラフィー, 暴力ポルノ, 児童・青少年の性的虐待, 猥褻淫行為他。テレメディアについては, 事業者が成人の利用に限定できる場合は, 第 4 条 2 項の 1 に挙げる内容 (その他のポルノグラフィー) の提供を許可する (第 4 条 2 項)。
- 14 <http://www.kjm-online.de/>
- 15 Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien (BPjM) <http://www.bundespruefstelle.de/bpjm/Aufgaben/listenfuehrung.html>
- 16 <http://www.bundespruefstelle.de/bpjm/Aufgaben/Listenfuehrung/bekanntmachung.html>
- 17 http://www.kjm-online.de/fileadmin/Download_KJM/Recht/JMStV_Stand_14_RSStV_Lesefassung-Endversion_1_7_20103.pdf
- 18 ノルトラインヴェストファーレンの緑の党に関して, <http://www.zeit.de/politik/deutschland/2010-11/gruene-nrw-inter-net-jugendschutz>
 更に <http://www.taz.de/153842/>, <http://www.henning-tillmann.de/2013/01/kritische-betrachtung-des-entwurfs-zur-novelle-des-jugendmedienschutz-staatsvertrages-20092010/> 参照
- 19 詳細に関しては, 鈴木秀美前掲注 (1) 参照。
- 20 <https://www.jugendschutzprogramm.de/>
- 21 <http://www.telekom.com/startseite>
- 22 http://www.focus.de/kultur/diverses/hoerfunk-fortschritte-im-jugendschutz-auch-ohne-novelle-fuenfter-bericht-der-kjm-zum-jugendschutz-in-rundfunk-und-telemedien_aid_1014723.html 参照
- 23 <http://www.dvtm.net/>
- 24 自主規範は以下のサイトから入手可能
<http://www.dvtm.net/328.html>
- 25 <http://www.fsm.de/beschwerdestelle>
- 26 <http://www.fsm.de/beschwerdestelle/beschwerdeverfahren>
- 27 Silke Klaes, Verbraucherschutzregeln in der Telekommunikation im europäischen Vergleich, MMR 2007, 21, 25
- 28 <http://www.inhope.org/gns/home.aspx>
 日本でも, インターネット教会が 2006 年 6 月 1 日からネット上の窓口「インターネットホットラインセンター」を運用している。<http://www.internethotline.jp/index.html>
- 29 <http://www.jugendschutz.net/hotline/index.html>
- 30 <http://www.fsm.de/hotline>
- 31 <http://www.eco.de/services/internet-beschwerdestelle.html>
- 32 <http://www.usk.de/>
- 33 <http://www.fsk.de/index.asp?SeitID=2&TID=2>
- 34 KJM, Internet self-regulation, <http://www.kjm-online.de/service/institutionen->

- wegweiser/internet.html
- 35 Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien <http://www.bundespruefstelle.de/bpjm/root.html>
- 36 構成メンバーリストに関しては, <https://www.fsm.de/ueber-uns/mitgliedschaft/mitglieder>
- 37 Detailed FSM member list, <https://www.fsm.de/ueber-uns/mitgliedschaft/mitglieder>
- 38 Beitragsordnung, <https://www.fsm.de/ueber-uns/vereinsdokumente>
- 39 Beitragsordnung, Section III, <https://www.fsm.de/ueber-uns/vereinsdokumente>
- 40 Beschwerdestelle, Gebührenordnung Beschwerdeausschuss, <https://www.fsm.de/ueber-uns/vereinsdokumente>
- 41 Gutachterkommission, Gebührenordnung, <https://www.fsm.de/ueber-uns/vereinsdokumente>
- 42 <https://www.fsm.de/beschwerdestelle/beschwerdeverfahren>
- 43 Beschwerdeordnung, <https://www.fsm.de/ueber-uns/vereinsdokumente>
- 44 <https://www.fsm.de/beschwerdestelle/inhalte-melden>
- 45 List of services by FSM, <https://www.fsm.de/ueber-uns/leistungen>
- 46 FSM list of cooperation partners, <https://www.fsm.de/ueber-uns/kooperationen>
- 47 FSM statistic, <https://www.fsm.de/beschwerdestelle/statistiken>
- 48 Fernmeldeanlagenengesetz, German Telecommunications Act of 1989
- 49 Beck'scher TKG Kommentar, Schuster, 2. Auflage 2000, § 1, Rdnr. 1
- 50 Bavarian customer protection service (Verbraucherservice Bayern), May 10, 2012, <http://www.verbraucherservice-bayern.de/information/markt-und-recht/meldung/article/Neues-Telekommunikationsgesetz-Staerkung-der-Verbraucherrechte/>
- 51 Bavarian customer protection service (Verbraucherservice Bayern), May 10, 2012, <http://www.verbraucherservice-bayern.de/information/markt-und-recht/meldung/article/Neues-Telekommunikationsgesetz-Staerkung-der-Verbraucherrechte/>
- 52 Bundesnetzagentur (The Federal Network Agency for Electricity, Gas, Telecommunications, Post and Railway)の声明。 http://www.bundesnetzagentur.de/cln_1911/EN/Areas/Telecommunications/AboutUs/abotutus-node.html

